

## 乳母からみる二条親政期

栗山圭子

The Nijo Shinsei Period Through the Lens of *Menoto* (Nursing Mothers)

KURIYAMA Keiko

## 要　旨

二条天皇の皇子である六条天皇（1164～1176）の乳母は、藤原邦子という女性である。本稿は、邦子がなぜ六条天皇の乳母に抜擢されたのかという点を考察することにより、当該期の政局について論じるものである。

父親である後白河院と対立した二条天皇を後援したのは、摂関家と二条天皇乳母の家系（葉室流）である。藤原邦子は、摂関家家司をつとめた藤原邦綱の娘であり、葉室流藤原成頼の妻である。「乳父」邦綱と「乳夫」成頼が、「乳母」邦子を介して六条天皇の補佐を行った。六条乳母邦子は、二条親政下の体制を象徴しているのである。

**キーワード：**乳母、二条天皇、六条天皇、藤原邦綱、藤原邦子

## Abstract

The *menoto* (nursing mother) employed to take care of Emperor Rokujo (1164-1176, son of Emperor Nijo) was a woman named Fujiwara no Houshi. This text will explore the political situation of that time by considering how Houshi was chosen to be Emperor Rokujo's *menoto*.

When Emperor Nijo opposed his father, Emperor Go-Shirakawa, his sources of support were the regent family and the Hamuro family, the family of the *menoto* who had taken care of him. Fujiwara no Houshi was the daughter of Fujiwara no Kunitsuna, who was the steward in charge of running the regent family. Her husband was Fujiwara no Nariyori from the Hamuro family. Her father Kunitsuna and husband Nariyori served Emperor Rokujo through Houshi during her service as his *menoto*, and Houshi's appointment to this role was symbolic of how Emperor Nijo's rule functioned.

**Keywords:** nursing mother, Emperor Nijo, Emperor Rokujo, Fujiwara no Kunitsuna, Fujiwara no Houshi

# 乳母からみる二条親政期

栗山圭子

## はじめに

「平氏政権」について考える上で、藤原邦綱という人物は決して外すことのできない重要な人物である。そのため、主なものに限つても、赤木志津子氏、元木泰雄氏、松蘭斎氏、佐伯智広氏<sup>(一)</sup>らによる評伝があり、基本的な事績は既に明らかにされているといつてよい。佐伯氏が的確に指摘されているように、邦綱は「親平家公卿の中心で清盛の刎頸の友」「近衛家の忠実な臣」という両面を持った人物であつた。筆者もそうした邦綱評に異論はない。しかし、以上の邦綱の両面と深く関わるが、これまで追究されてこなかつた別の側面として、邦綱が六条・高倉・安徳天皇の乳父をつとめた、という点がある。乳父とは、皇子女など高貴な養君を養育する乳母の近親男性（夫・父・兄弟・子息）を指す。邦綱は、その女子たちが天皇乳母となつたことにより、乳父としての地位を得た。天皇乳父は、例えば後白河院の乳父である信西が後白河の治世を実質的に主導したように、政治に大きな影響力を及ぼし得る存在であつた。

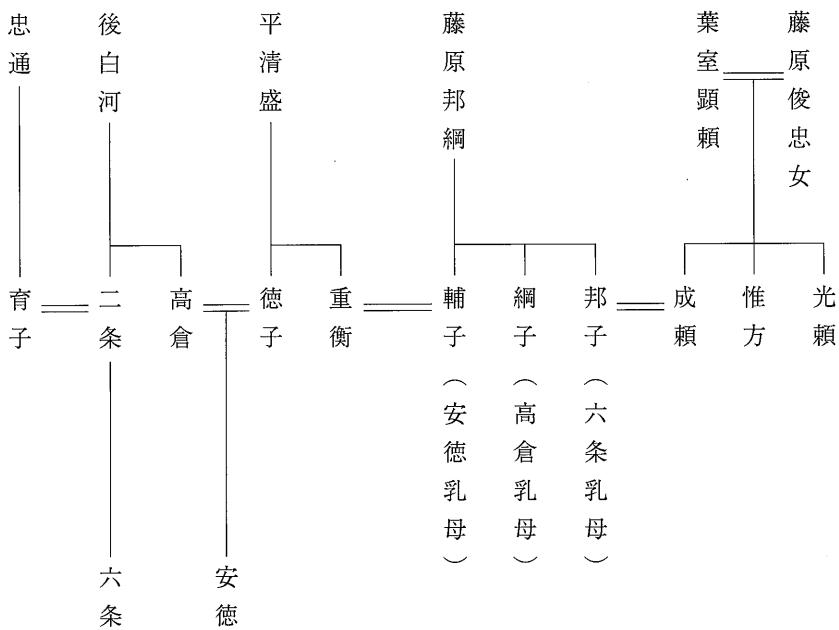
もちろん、邦綱が三代の天皇の乳父となつたという事実の指摘 자체は、これまでのどの研究においてもなされている。清盛の盟友と評さ

れ、「平氏政権」の支柱となつた邦綱の最終的な姿を知る後世の我々にとっては、邦綱が天皇乳父となつていることはごく自然なことのようにも見える。そのためか、邦綱が天皇の乳父となつたことに対しても、これまで特段疑問視する見解も見受けられない。しかし、よく知られるように、邦綱の出自は低く、もともとは從五位上左馬助盛國の子息にすぎない。純粹に邦綱の出自だけを考えれば、邦綱が天皇乳父となること、その契機として女子たちが天皇乳母に選出されることは、実は相当にハーダルが高い事象に属する。それらは当該期のどのような政治状況の下でもたらされたものだつたのだろうか。特に、邦綱が初めて天皇乳父となつた二条親政期は、まだ何者でもなかつた邦綱が政権中枢への足掛かりをつかみ、その後の地位を形成していく初段階にあたる。そこで、本稿では、邦綱に初の天皇乳父の地位をもたらすことになった六条乳母選定の背景について明らかにすることを目的とする。そして、その作業を通じて二条親政期の政治構造について考えてみたい。

## 第一章 邦綱「三姉妹

邦綱の天皇乳父としての地位は、その女子たちが天皇の乳母となるこ

## 【藤原邦綱関係系図】



とによって実現した。そこで、本章では、まずは邦綱を天皇乳父たらしめた邦綱女子たちについての基本情報を確定しておきたい。

従来の研究史では、『尊卑分脈』に基づき、邦綱には四人の姉(11)たとされている。そこで記載を抽出すると以下のようになる。

①成子・従三、典侍、母壱岐守公俊女、六条院御乳母、參議成頼室、

易大夫三位

②邦子從三典侍母毫岐守公俊女高倉院御乳母、号別三位

衡室、号大納言典侍

④綱子・従三、母不明、建礼門院御乳母

つまり大夫三位成子が六条天皇の乳母を、別当三位邦子が高倉天皇の

乳母を、大納言典侍輔子が安徳天皇の乳母をつとめたことにより、邦綱は三代の天皇乳父となつた、と理解されてきたのである。

しかし、こうした『尊卑分脈』が伝える情報と、当該期における邦綱

女子たちの史料所見では、事実関係を異にする部分がある。そこで、以

下  
『尊卑分脈』と諸史料の異同について検証する

なう。一例を挙げる。

a 治承四年（一一八〇）、女官除目

輔子〔号大納言局〔坊時号五条〕、御乳母也、藏人頭重衡朝臣妻、

前大納言邦綱卿三女

名は轉子／女房名は大納言局／安徳天皇皇后／平重衡妻／としん語典／は、さきの『尊卑分脈』の記述と一致しており、邦綱女の一大納言典

侍輔子は安徳天皇乳母として確定できる。<sup>(六)</sup>なお、このあと論述との関係で、輔子が「邦綱卿三女」と記されていることに留意しておいていた  
だきたい。

次に、①成子について。実は、諸史料中に「成子」と称される邦綱女  
子の所見はなかった。そこで②邦子について検討を進めたい。

b 永万元年（一一六五）、六条天皇即位女官除目

内侍司

典侍從五位下藤原邦子、<sup>(七)</sup>

c 永万元年、六条天皇即位式

次簾帳着座、（中略）左神祇伯顯広王女、右典侍邦子、頭中宮亮邦  
綱朝臣女、主上御乳母也、<sup>(八)</sup>

d 仁安元年（一一六六）、大嘗会後女叙位

従四位下藤原邦子、御乳母、<sup>(九)</sup>

e 仁安二年（一一六七）、某所參詣

自今夕御乳母大夫典侍參詣、令祈申此間事等、下官奉殿下仰、兼日  
申典侍諸社怪異御慎事、五条殿火事、去月両度女官等夢想事等也、<sup>(一〇)</sup>

f 仁安二年、八十島祭使發遣①

八十嶋祭使立、御乳母大夫典侍自六条南院出立、成頼卿・親昵勧修  
寺氏人々多送之、<sup>(一一)</sup>

g 仁安二年、八十島祭使發遣②

八十嶋使發遣、典侍■邦綱卿女、成頼卿室也、賜殿下御車、前驅成  
頼卿室并平宰相妾、廿人也、親并夫婦乘綱代車為扈從、院御見物  
云々、<sup>(一二)</sup>

h 仁安二年、叙位

従三位

藤原邦子、御乳母、<sup>(一三)</sup>

上記のc d hから、邦子が「主上」＝六条の乳母であること、e f か  
ら、女房名は「大夫典侍」であったこと、またf g から成頼妻だった  
ことが分かる。これは『尊卑分脈』で①成子の属性とされていたものと  
一致する。

次に、④綱子について。

i 仁安元年（一一六六）、憲仁親王（高倉）立太子

従五位下藤原経子、重盛卿室、御乳母、同綱子、<sup>(一四)</sup>

j 仁安三年（一一六八）、高倉践祚

御乳母二人、大納言局、権大納言重盛卿室、別當局、右京大夫邦綱  
卿女、聽著禁色、<sup>(一五)</sup>

k 仁安三年、女官除目

典侍

藤原綱子、別当、右京大夫女、平清子、中納言、太政大臣入道  
猶子、<sup>(一六)</sup>

l 仁安三年、高倉天皇即位式

右簾帳、典侍御乳母別當局、右京大夫邦綱卿女、（中略）

左簾帳、女王正親正顯行王女、年十一、<sup>(一七)</sup>

m 仁安三年、即位後女叙位

従五位上藤原綱子、右簾帳典侍、御乳母、同経子、御乳母、<sup>(一八)</sup>

平清子、典侍、<sup>(一九)</sup>

n 仁安三年、大嘗会女叙位

典侍二人（別当・中納言）、不叶勘文歴<sup>年カ</sup>、去春讓位之時、任之故也、  
仍以御乳母勞、入袖書（注云、御乳母）（中略）  
正五位下藤原綱子（御乳母）、平清子<sup>（同）</sup>、

○承安元年（一一七二）、女御徳子露顕

今日主上初渡御女御殿御方、可有露顕之由也、（中略）次女房禄、  
先御乳母別當三位（大納言三位不被參云々）<sup>（同）</sup>

p 治承元年（一一七一）、寔定との婚姻破談

伝聞、大納言寔定卿去九日可嫁邦綱女（件女、主上御乳母也、別當三位是也）、仍臨夜前驅二人（雅亮、今一人不聞其人）・車并出車二  
両送邦綱六条亭、而忽称有風病氣、返送迎車并共人等了<sup>（二二）</sup>、

q 治承三年（一一七九）、東宮（安徳）五十日

東宮出御々座、（中略）内御乳母別當三位（邦綱卿女）奉抱（御乳母洞院局可奉抱也、而兄前民部少輔盛方朝臣逝去、軽服日數内也、  
可有憚之由殿下被仰、仍三位奉抱云々）、

r 治承四年（一一八〇）、平安京還都

自福原行幸寺江邦綱卿家、法皇御坐御船、新院御法眼、房云々、  
新院御車、依御惱別當三位（御乳母、邦綱卿女也）候御車、法皇御輿<sup>（一一）</sup>、

上記のm nから、綱子が高倉乳母であること、j k l n o p q rから、女房名が「別当局」「別當三位」だったことが判明する。即ち、「尊卑分脈」では②邦子の属性とされていたものに一致する。

以上の史料所見から勘案すると、「尊卑分脈」において成子とされて

いた女子は邦子、邦子とされていた女子は綱子と考えることが妥当であろう。邦綱の女は、邦子・綱子・輔子の三人であった。「尊卑分脈」は、一女子（成子）を加えて四女子としたことにより、それぞれの属性の記載に混乱が生じたものと思われる。

邦綱の女が四女子（ないしはそれ以上）存在した可能性もあるが、傍証として『簡要類聚鈔』の以下の記載を掲げておきたい。

已上、近衛殿御家領也、邦綱卿依年来之忠功、法性寺殿御時、可令子孫相伝之旨、彼卿知行御家領等光雅卿（于時弁官）奉行、被下御教書了、仍重邦朝臣・大夫三位局・別當三位局・大納言典侍局、此等之子息等<sup>（無ナカ）</sup>分譲之處、別當三位局<sup>（無ナカ）</sup>其跡、大納言典侍依為重衡卿室家、下向西国<sup>（朝カ）</sup>為普賢寺殿之御計皆被召上了、大夫三品<sup>（朝カ）</sup>分庄々也、故僧正御房へ被讓進也<sup>（二四）</sup>、

邦綱は摂関家から与えられた知行諸所を譲与する際、男子重邦とともに「大夫三位局・別當三位局・大納言典侍局」の三人の女子に対しても分を行つたという。以上から、王家の乳母をつとめ、摂関家領の知行に預かり得るような主要な女子は三名であったと考えられる。

それぞれの生年が判明しないため、その長幼の順は詳らかにし得ないが、『愚管抄』は邦綱女子について以下のように伝える。

邦綱ガムスメ嫡女ヲ御メノトニシタリケリ、大夫三位トテ成頼ガ妻ナリ、成頼入道ガ出家ニハ物語ドモアレド無益ナリ、二ノムスメヲ

バ又コノ高倉院ノ東宮ノ御メノトニナシテ別当ノ三位ト云ケリ、<sup>(一五)</sup>

これに従えば、「大夫三位」邦子が「嫡女」＝長女、「別当ノ三位」綱子が「二ノムスメ」＝次女となる。そして、先に掲げた史料aによれば、輔子が「邦綱卿三女」となる。

以上の検討から、邦綱の女子は、六条乳母邦子・高倉乳母綱子・安徳乳母輔子の三人であったとするのがここでの結論である。

さて、冒頭で述べたように、邦綱の天皇「乳父」としての地位は、その女子たちによつてもたらされた。就中、その嚆矢となつたのが嫡女邦子の乳母就任である。そこで、次章では、邦子の乳母就任の事情について考察していくことにしたい。

## 第二章 六条乳母選定の背景

### 第一節 「摂関家家司」 邦綱女

邦子が初めて六条天皇乳母として記録にその姿を現すのは、永万元年

(一一六五)七月の六条天皇の即位式において、乳母典侍として巻帳役<sup>(一六)</sup>をつとめたときのことである。六条の父二条は、生後七ヶ月の子息の即位を見届けた翌日に死去した。六条への譲位および即位の強行が、父後白河院を排した二条による政治主導と不可分の関係にあることは、これまで縷々述べられてきたところである。邦子の六条乳母就任の事情を考えることは、その時期の政治構造、即ち二条親政について考えることに他ならない。そこで、まずは六条の誕生・即位に至るまでの政治状況について整理しておく。

平治の乱において後白河・二条ともにそれぞれの主要な近臣が排斥されたのち、政務は後白河・二条・摂関家大殿忠通・関白基実の四者間の調整によつて行われていた。<sup>(一七)</sup>ここで特に注目されるのは、大殿忠通の政治的位置である。二条親政成立前後の政務処理を改めて分析された佐伯氏は、信西没後における政策決定者不在の状況下で、摂関家大殿忠通の重要度が増したことを探している。<sup>(一八)</sup>

この時期は「院内、申シ合ツ、同ジ御心ニテイミジクアリケル程<sup>(一九)</sup>」

と『愚管抄』が伝えるように、「院」後白河と「内」二条は融和的な関

係にあつた。しかし、永曆元年(一一六〇)一一月に美福門院が死去したことにより、二条は、自身の皇位継承における正統性を保障し、「中継ぎ」である父後白河を掣肘し得る最大の庇護者を失う。後白河・二条両者間の均衡が揺らぎ始めるさなか、応保元年(一一六一)九月、後白河皇子憲仁<sup>(二〇)</sup>が誕生する。美福門院の死去・憲仁誕生によって悪化した後白河との関係を打破するため、二条が選択したのが平治の乱以後復権した摂関家との提携であり、その方策が忠通女育子の入内であつた。<sup>(二一)</sup>

二条と育子の間に皇子が誕生し二条の後継者となれば、二条と摂関家の提携はより盤石なものになつたと思われる。しかし、結果的に両者の間に皇子誕生はなかつた。二条には、尊恵(母馬助光成女)・六条(母伊岐致遠女)<sup>(二二)</sup>の二人の皇子があつたが、「中宮ぞ養ひ奉り給ひて」即ち、中宮育子が養母である故をもつて六条が即位する。二条親政・院政体制の維持のためには摂関家の支援が必須であり、そのため六条の「母」は育子でなければならなかつた。育子所生子を得られなかつた二条は、育子を六条養母となすことで自己の皇統に対する摂関家の後援が継続する

」とを期待したのである。

二条親政の成立に至るまでの過程は、通常後白河と二条という父子間の権力闘争が注目されるが、その背後に存在する摂関家の動向がときの政局に大きく影響している。そして、以上のように二条親政下で発言力を高めた摂関家大殿忠通の「左右ナキ者」だったのが邦綱である。摂関家家司としての邦綱の活動については、元木泰雄氏らの研究に詳しい。<sup>(三西)</sup>

本章との関係で特に重要な点は、邦綱が応保元年一二月の育子入内にして忠通と貴族の取り次ぎを担い、用途調達の奉行をつとめるなど、入内実現にむけた摂関家の実働部隊となっていることである。加えて、邦綱は応保元年一二月一七日には家司<sup>(三五)</sup>に、翌二年二月一九日の立后時には中宮亮に補任されており、<sup>(三六)</sup>育子の家政機関職員の中核を担う存在となっている。つまり、邦綱嫡女邦子の六条乳母就任は、第一に二条と摂関家の提携、そして、摂関家内部における家司筆頭としての邦綱の位置付けを前提に成立したものと考えられるのである。

元木氏は、邦子の乳母就任について「長寛二年に邦綱は女成子<sup>(三七)</sup>を二条天皇の皇子順仁<sup>(三八)</sup>（六条天皇）の乳母に送りこみ、二条親政派にも接近を怠つていない」と評され、邦子の乳母就任に父邦綱の主体的な意図を見る。しかし、長寛段階の邦綱に、女を自身の意志で天皇乳母に「送りこみ」得る政治的立場が達成されていたとは考えにくい。元木氏自身が、またこれまでの邦綱論が明らかにしてきたように、この段階の邦綱は、あくまでも摂関家（近衛家）の忠臣の立場にどどまつていたと見なすべきであろう。

鎌倉期における乳父母について検討された秋山喜代子氏によれば、摂

関家を外戚とする皇子女の乳父母は、摂関家の家司がつとめるのが通例であつた。<sup>(四〇)</sup> そのように考えると、摂関家「外孫」六条の乳母として邦子に白羽の矢がたつたのは、邦子が「摂関家家司」邦綱の女であったことに由来すると考えられる。<sup>(四一)</sup> 邦子の乳母就任は、平治の乱後における二条と摂関家の接近を前提にして成立したのである。

## 第二節 「乳母の家」 成頼妻

前節では、邦子が六条乳母となつた理由を、摂関家家司女子たることにみたが、本節では邦子の夫である成頼に注目して、それとは別の可能性から考えてみたい。

『尊卑分脈』の記載により、これまで六条乳母は「成子」と誤つて理解されてきた。しかし、第一章で検討したように、「成子」なる女子の史料所見はなく、六条乳母をつとめた邦綱長女の名は邦子であろうと思ふ。しかし、一方で「成子」がさもあり得べき名として長く疑いを持たれなかつたのは、邦綱長女の夫が成頼であり、その「成」にちなんだ命名であると発想されてきたからではないだろうか。

藤原成頼は、為房流藤原顯頼の三男、母は藤原俊忠女俊子である。成頼については、長兄光頼の養子となり、また光頼の子の宗頼を養子となる<sup>(四二)</sup>として、弁官・蔵人頭をつとめる「家」の文書を伝えたことが知られるが、他には注目すべき事績に乏しい人物、というのが大方の成頼評となる。しかし、改めてその出自に注目すると、成頼の同母兄にはかの惟方<sup>(四三)</sup>がいる。平治の乱における活動に顕著なように、惟方が二条外戚経宗とともに二条近臣の筆頭であつたことは周知である。惟方と二条の近しい

関係は、惟方が「二条天皇乳母子」であることに求められることが多い。とするならば、惟方と同じ母をもつ成頼も、惟方と同様に二条天皇乳母子ということになる。早く菊池紳一氏は、後白河院の院司を検討された際に、光頼・成頼が二条に近かつたことを指摘されているが、二条親政の成立をめぐる議論の中で、これまで成頼と二条の関係が注目されたことはなかった。そこで、以下、二条親政前後の時期における成頼および葉室流の動向について検討することにしたい。

成頼は保延二年（一一三六）に誕生した。長兄光頼は天治元年（一一

二四）、次兄惟方は天治二年（一一二五）の生まれなので、二人の兄と成頼は一〇歳程度の年齢差がある。そのため、久安四年（一一四八）、十三歳の時に父顯頼を失った成頼は、兄光頼の養子となつた。<sup>〔四六〕</sup>

その後の成頼は、仁平二年（一一五二）三月に暲子内親王給で正五位下に叙されたことに始まり<sup>〔四七〕</sup>、保元三年（一一五八）八月に二条藏人<sup>〔四八〕</sup>、保

元四年（一一五九）二月に中宮（＝妹子）<sup>〔四九〕</sup>大進、応保元年（一一六一）一二月には、兄光頼とともに八条院別当となつており<sup>〔五〇〕</sup>、八条院暲子（美

福門院次女）・妹子（同三女）・二条（同養子）と、美福門院に近しい王家成員に奉仕する存在だったことが分かる。

こうした成頼の出身は、二条近臣として著名な次兄惟方に類似する。

惟方は、永治元年（一一四二）の皇后宮（＝美福門院）権大進補任を皮切りに、久安五年（一一四九）には美福門院判官代<sup>〔五一〕</sup>、久寿二年（一一五五）には春宮（＝二条）大進、保元元年（一一五六）には東宮女御（＝妹子）<sup>〔五四〕</sup>職事などの美福門院関係者の家政機関職員を歴任している。そして、惟方は「コトニ鳥羽院モツケマイラセラレタリケル」<sup>〔五五〕</sup>ことによつて、

鳥羽の皇統を継ぐ存在とされた二条に近侍することとなり、為房流の代表として政權の中心で華々しく活動することになつた。<sup>〔五六〕</sup>

一方、惟方に比すれば、一見長兄光頼の行動は目立たない。しかし、父顯頼の死去以降、鳥羽院の死去に至るまで、鳥羽院への奏事を担つていることから、光頼が父以来の鳥羽院近臣としての立場を継承していることは確かである。そして、光頼もまた、久安五年（一一四九）には美福門院別当を<sup>〔五八〕</sup>、応保元年（一一六一）には八条院別當をつとめており<sup>〔五九〕</sup>、やはり美福門院との関係は深い。

以上のような葉室流の在り方を概観すると、これまで惟方のみが突出した二条近臣として語られてきたが、鳥羽・美福門院近臣の系譜を引く点では、その兄弟である光頼・成頼も同様なのである。つまり、平治の乱後も二条後援勢力たり得る葉室流は宫廷社会に残存しているのであり、惟方の失脚をもつて二条近臣の壊滅とするのは当然だらない。

二条と葉室流の関係に関しては、以下のようない話がある。

光頼大納言カツラノ入道トテアリシコソ、末代ニヌケイデ、人ニホメラレシカ、二条院時ハ「世ノ事一同ニサタセヨ」ト云仰アリケルヲ、フツニ辞退シテ出家シテケルハ、誠ニヨカリケルニヤ、

これによれば、二条は、光頼に対しその賢才を見込んで政務を沙汰するよう命じたという。ここでの記載にもみえるように、光頼自身は長寛二年（一一六四）に権大納言を辞して成頼に「家」を譲り早々に出家したため、二条に求められた剛腕をふるうことはなかつた。<sup>〔六一〕</sup>しかし、二条

親政期に光頼の政権参与を求める動きがあつたことは注目に値する。葉室流は平治の乱で惟方を失つたが、一方で、光頼・成頼は乱に与同することなく二条親政期の廟堂を構成しており、二条は、前代から続く葉室流に自らの支持基盤たるべきことを期待したのではないだろうか。実際に、成頼は永万元年（一一六五）六月に新院二条の院司（別当）となつてゐるし、翌年正月には六条の蔵人頭に就任している。<sup>(六三)</sup>また永万元年八月には光頼の六条烏丸海橋立第行幸<sup>(六四)</sup>、翌年一〇月には成頼の土御門東洞院第行幸<sup>(六五)</sup>と、六条に奉仕している。従来、平治の乱後に二条親政を補佐することになった勢力としては、第一節で触れた摂関家と、国家的軍事警察権を掌握した平氏が注目されてきたが、ここで鳥羽院近臣の流れをくむ葉室流も親政を下支えしていくことを指摘しておきたい。

そのように考えると、成頼と邦子の婚姻は、鳥羽院近臣の系譜をひきつつ二条を補佐する葉室流と、平治の乱後の新たな政界再編のなかで二条との結びつきを強めた摂関家家司の家との結合という点で、二条政権期の政治状況を象徴するものであったといえるだろう。その時期は不明だが、邦綱が「聟」成頼に辞官申任したという仁安元年（一一六六）八月以前に成立していたことは確かである。仮に、長寛二年（一一六四）の六条誕生以前にさかのぼるものであるなら、邦子の六条乳母登用は、夫成頼との関係によつて決定された可能性がある。

先述したように、邦綱の家系は、五位程度の官位を上限とするような家格に過ぎず、邦綱以前の世代は一人の王家乳母も出していない。本来の邦綱の「家」の実態から考えれば、邦綱の女が王家乳母となり得る要素はない。一方、葉室流（為房流）は、堀河・鳥羽乳母（光子、顯隆叔

母）、鳥羽乳母（悦子、顯隆妻、顯頼母）、崇徳乳母（栄子、顯隆女、顯頼姉妹）、そして「二条乳母」（俊子、顯頼妻、光頼・惟方・成頼母）を輩出したまさに「乳母の家」である。邦子は、二条親政の与党であり、かつ代々の「乳母の家」である成頼との婚姻により、その妻として六条乳母に登用されることになったと考えられるのではないだろうか。<sup>(六七)</sup>

以上、本節では、二条を支援する勢力として鳥羽院政以来の葉室流の存在があつたこと、邦子が六条乳母に選出されたのは、父祖以来の「乳母の家」を継承した成頼との婚姻に由来する可能性を指摘した。邦子の六条乳母抜擢は、平治の乱後の勢力地図を前提に実現したのである。

## おわりに

以上、本稿では、邦綱女邦子の六条乳母就任の背景について考察してきた。平治の乱後、父後白河を排して主導権を確立するために、二条が必要としたのは「輔弼の家」摂関家との提携であった。そして、乱後の政界で復権を遂げた摂関家で頭角をあらわしたのが、邦子の父邦綱である。一方、中核を担つた惟方を失つたものの、鳥羽院近臣の流れをくむ葉室流は健在であり、二条は惟方に代わる支援を光頼・成頼に期待した。摂関家家司邦綱の女であり、葉室流成頼の妻である「六条乳母」邦子は、前代からの院近臣の系譜と摂関家による補佐を前提とした二条親政下の体制を象徴している。志半ばで早世することになった二条は、見届けることがかなわない後継者六条の行く末を、「乳母」邦子・「乳父」邦綱・「乳夫」成頼に託したのである。

しかし、大殿忠通の方針を継いだ摂関家当主基実の早世により、二条

の構想は崩壊する<sup>(六八)</sup>。清盛義妹滋子所生の後白河皇子憲仁（高倉）が立太子し、清盛と後白河が提携することになった結果、後白河院政が復活するのである。基実没後の摂関家（近衛家）の舵取りを担うことになった邦綱と清盛の直接的な盟友関係はここに始まるといつてよいだろう。平氏一門で占められた東宮憲仁の坊官除目において、異例といわれながら邦綱は権大夫に任じられた<sup>(六九)</sup>。そして、その憲仁の乳母となつたのが、邦綱次女綱子である。「高倉乳母」綱子は、邦綱が権力階梯において次なるステージに入つたことを示すものであつた点を指摘して、本稿を閉じることにしたい。

## 注

- (一) 赤木志津子「藤原邦綱考」（摂関時代の諸相、近藤出版社、一九八八年）、元木泰雄「和泉守藤原邦綱考」（『泉佐野市史研究』三号、一九九七年）、松園齊「藤原邦綱考—物語と古記録のはざまにて—」（『国学院雑誌』一一四一、一二〇二三年）、佐伯智広「藤原邦綱とその娘たち」（元木泰雄編『保元・平治の乱と平氏の栄華』〈中世の人物、京・鎌倉の時代編第一巻〉、清文堂、一二〇一四年）。
- (二) 秋山喜代子「皇子女の養育と『めのと』—鎌倉前半期を中心に—」（『遙かなる中世』一〇号、一九八九年）、同「乳父について」（『史学雑誌』九九一七、一九九〇年）。
- (三) 「新訂増補国史大系 尊卑分脈」第二篇（良門孫）、五三、五四頁。
- (四) 注（二）佐伯論文。
- (五) 『山槐記』治承四年（一八〇〇）三月九日条。
- (六) 安徳乳母大納言典侍輔子の『平家物語』での描かれ方については、拙稿「大納言佐」という人—安徳乳母の入水未遂をめぐって—」（『国語と国文学』八六一、二〇〇九年）を参照のこと。
- (七) 『山槐記』永万元年（一一六五）七月二三日条。
- (八) 『山槐記』永万元年七月二七日条。
- (九) 『兵範記』仁安元年（一一六六）一月三日条。
- (一〇) 『兵範記』仁安二年（一一六七）一〇月六日条。
- (一一) 『兵範記』仁安二年二月一六日条。
- (一二) 『顕広王記』仁安二年一二月一六日条。引用史料中■は判読困難な文字を示す。
- (一三) 『兵範記』仁安二年一二月三〇日条。
- (一四) 『兵範記』仁安元年一〇月一〇日条。
- (一五) 『兵範記』仁安三年（一一六八）二月一九日条。
- (一六) 『兵範記』仁安三年三月一日条。史料大成本では「總子」となつているが、「陽明叢書」で確認したところ「綱子」である。
- (一七) 『兵範記』仁安三年三月二〇日条。
- (一八) 『兵範記』仁安三年四月六日条。
- (一九) 『兵範記』仁安三年一二月四日条。
- (二〇) 『兵範記』承安元年（一一七一）一二月二六日条。
- (二一) 『愚昧記』治承元年（一一七七）一月一五日条。
- (二二) 『山槐記』治承三年（一一七九）正月六日条。
- (二三) 『山槐記』治承四年（一一八〇）一二月二十四日条。
- (二四) 『簡要類聚鈔』第一（『京都大学国史研究室所蔵 乘院文書（抄）』、一九八一年）。
- (二五) 『愚管抄』卷五（六条・高倉）。
- (二六) 乳母典侍の即位簾帳役奉仕については、拙稿「典侍試論—即位簾帳を中心にして—」（総合女性史学会編『女性官僚の歴史』、吉川弘文館、二〇一三年）参照のこと。
- (二七) 二条親政期の政務運営について、古くは龍肅「後白河院の治世についての論争」（平安時代、春秋社、一九六二年）のほか、井原今朝男「中世の天皇・摂関・院」（日本中世の国政と家政）第一部第一章、校倉書房、一九九五年。初出は一九九一年）、美川圭「院政をめぐる公卿議定制の展開—in在宅諮詢・議奏公卿・院評定制—」（『院政の研究』第八章、臨川書店、一九九九）。

六年。初出は一九九一年、川合康「後白河院と朝廷」（『鎌倉幕府成立史の研究』第二部補論、校倉書房、二〇〇四年。初出は一九九三年）、下郡剛「院政下の天皇権力」（『後白河院政の研究』終章、吉川弘文館、一九九九年）、佐伯智広「二条親政の成立」（『中世前期の政治構造と王家』、東京大学出版会、二〇一五年。初出は二〇〇四年）を挙げておく。

(二八) 佐伯注（二七）論文。

(二九) 『愚管抄』卷五（二三条）。

(三〇) 育子の出自について、佐伯氏は徳大寺実能の女とするが（佐伯注（二七）論文補注）、忠通女と考えられる。坂口太郎「『愚管抄』校訂私考」（『古代文化』六八一二一〇一六年）を参照のこと。

(三一) 佐伯注（二七）論文。

(三二) 『今鏡』すべらぎの下第三（花園の匂ひ）。育子が六条の養母であったことは、『頬広王記』永万元年六月二十五日条裏書、『百鍊抄』永万元年六月一七日条にもみえる。

(三三) 『愚管抄』卷五（二三条・六条）。

(三四) 元木、松蘭、佐伯注（二）論文。

(三五) 『山槐記』応保元年（一一六一）一二月五、六、一一、一三、一六日条。

(三六) 『山槐記』応保元年一二月一七日条。

(三七) 『山槐記』応保元年一二月一七日条。

(三八) 『公卿補任』仁安元年。

(三九) 元木注（二）論文。

(四〇) 秋山注（二）論文。

(四一) 父邦綱が育子家司であつたことを考へると、邦子自身が既に育子女房として出仕していた可能性もある。

(四二) 光頼—成頼—宗頼の養子関係と文書の伝領については、高橋秀樹「平安貴族社会の中の養子」（『日本中世の家と親族』第二部第一章、吉川弘文館、一九九六年）。

(四三) 平治の乱に関する論考では、「一条の側近である経宗・惟方」などのように、惟方は必ず二条近臣の最右翼として経宗とともに併称される。河内祥輔『保元の乱・平治の乱』（吉川弘文館、二〇〇二年）、元木泰雄『保元・平

治の乱を読みなおす』（日本放送出版協会、二〇〇四年）など。

(四四) 惟方が語られる際、枕詞のように「二三条天皇乳母子」と称されることが多い。その場合、惟方の母である俊忠女が二条天皇乳母ということになり、実際これまでの研究史ではそのように説明されてきた（例えば、元木注（四三）書、梶原正昭「近臣と政治感覚 惟方」『国文学 解釈と教材の研究』二一一一、一九七六年など）。しかし、『尊卑分脈』には、俊忠女について「俊子、從三位、權中納言顕頼室、光頼・惟方・成頼等母、九条尼三位是也」とするが、二条乳母の旨は記されていない（なお『尊卑分脈』では俊子とされている俊忠女が、正しくは忠子であることについては、谷山茂「葉室家と俊成」（『関西大学国文学会』『国文学』二九号、一九六〇年）参照のこと）。

また、二条天皇乳母として史料上に現れるのは、源師子と源重子、また平治の乱後の平時子である（『兵範記』久寿二年一二月九日条、『兵範記』保元三年一二月二〇日条、『山槐記』応保元年一二月二七日条、『今鏡』すべらぎの下〈鄙の別れ〉・むらかみの源氏（藻塩の煙）。そのように考へると、俊忠女が二条乳母だったのか、同時に、惟方を二条「乳母子」と称し得るのかについては再検討する余地がある。

但し、惟方らの母「九条三位」俊忠女は、美福門院に仕え宣旨をつとめるなど（『本朝世紀』康治二年正月三日条）、美福門院女房の筆頭の地位にあつた。襤襟のうちより美福門院に養育された二条の乳母が、いずれも鳥羽・美福門院の近親者から選択されていることを考へると（源師子は源師重女、美福門院の従兄弟。源重子は源光保女、光保は鳥羽院近臣）、美福門院の腹心の女房である俊忠女が、乳母に任じられたかは措くとしても、夫である鳥羽院近臣顕頼とともに二条の後見に関わった可能性は高い。なお、治承四年（一一八〇）に八五歳で死去（『明月記』治承四年一月一三日条）したことから換算すると、俊忠女は永長元年（一〇九六）の生まれであり（夫顕頼は嘉保元年（一〇九四）生まれ）、康治二年（一一四三）の二条誕生時には四七歳となるので、少なくとも授乳の任を果たしたことは考へにくい。

(四五) 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向—その2—」（『学習院史学』一五号、一九七九年）。

(四六) 『公卿補任』永万二年。高橋注（四二）論文。

(四七) 『公卿補任』永万二年。

(四八)

『公卿補任』永万二年。

(四九)

『山槐記』保元四年（一一五九）二月二一日条。

(五〇)

『成頼卿記』応保元年一二月一六日条。

(五一)

『公卿補任』保元三年。

(五二)

『惟方卿記』久安五年（一一四九）八月三日条。

(五三)

『山槐記』久寿二年九月二三日条。

(五四)

『兵範記』保元元年（一一五六）三月五日条。

(五五)

『愚管抄』卷七。

(五六) 元木氏は、惟方が鳥羽・一条から兄（光頼）をしのぐ信任を得て、事実上為房流の代表だったことを論じている。元木泰雄「院の專制と近臣」（『院政期政治史研究』第四章、思文閣出版、一九九六年。初出は一九九一年）、

同注（四三）書参照。

(五七) 元木注（五六）論文付表「鳥羽院の院宣奉者・奏上取次ぎ」。

(五八) 『兵範記』『惟方卿記』久安五年一〇月二日条。

(五九) 『成頼卿記』応保元年一二月一六日条。

(六〇) 『愚管抄』卷七。

(六一) 『今鏡』には、光頼が弟惟方と異なり政争に関わることなく早く出家したことを評価する言説がみられる（すべらぎの下第三〈鄙の別れ〉）。なお、

日下力氏により虚構性が指摘されているが、『平治物語』には光頼が謀反に加担した弟惟方を諫める姿も描かれる（日下力「作者圈推考 基礎編」『平

治物語の成立と展開』第五章第二節、汲古書院、一九九七年。初出は一九八七年）。光頼が政権中枢に飛び込み挫折した弟とは異なる政治的立場をとつていたことがうがえ、そのため、彼は二条の期待に応じることなく、逆に

そうしたスタンスを堅持するべく出家にいたったのかもしれない。光頼に関する人物伝としては、井上宗雄「藤原光頼の生涯」（平安後期歌人伝の研究増補版、笠間書院、一九八八年。初出は一九七八年）、藤原重雄「藤原光頼（桂大納言入道）出家後の動向——藤原惟方『大納言入道灌頂記』の紹介」

（『日本古写経研究所研究紀要』創刊号、二〇一六年）参照。

(六一) 『山槐記』『中民記』永万元年六月二九日条（『皇室制度史料 太上天皇』

一一）。

(六三) 『公卿補任』仁安元年。

(六四)

『顯広王記』永万元年八月一八日条。『玉葉』養和元年（一一八二）正月二九日条。

(六五)

『兵範記』仁安元年一〇月五日、二〇日条。

(六六)

『公卿補任』仁安元年。

(六七)

邦子の乳母就任の方が成頼との婚姻に先行していた場合は、成頼妻であることは乳母抜擢の理由にはならない。しかし、王家乳母の果たすべき職務を熟知し、故実を蓄積した「乳母の家」葉室流との婚姻は、邦子が六条乳母をつとめる上で有益だつただろう。

(六八) 憲仁（高倉）の立太子は、永万元年（一一六五）七月の二条死去後ではなく、仁安元年（一一六六）七月の基実死去を契機に実現している（立太子定は九月六日、立太子は一〇月一〇日）。

(六九) 早川厚一・曾我良成「高倉立太子をめぐって」（『名古屋学院大学論集人文・自然科学篇』二六一、一九九〇年）。

(七〇) 第一章で指摘したように、綱子の史料初見は仁安元年（一一六六）の憲仁立太子時である（注（一四）史料）。元木泰雄氏は、綱子の乳母登用を応

保元年（一一六一）の憲仁誕生時と考へておられるが（元木注（一）論文）、この段階では、清盛でさえも時忠や教盛に同調せず、憲仁と一定の距離を置いていたので、邦綱がこのとき綱子を憲仁乳母としたとは考へにくい。天皇乳母は誕生時に設定されるほか、政治状況の変化如何でのちのち設定・追加されることがあつたから（清盛妻時子が平治の乱後に二条乳母に設定されたよう）。五味文彦「平清盛」（吉川弘文館、一九九九年）、綱子の乳母就任は、やはり初見史料にみる憲仁立太子と程遠くない時期ではないだろうか。

（原稿受理日 二〇一八年二月一四日）